

地域包括ケアシステム

誰もが暮らしやすいまちづくり

「成年後見制度」

「市民後見人」ってなに？

「成年後見制度」とは、

認知症や障害等によって、判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所で選任された成年後見人などが本人に代わって介護・福祉サービス利用時などの契約や預貯金などの財産管理などを行うことで、本人を保護し、権利が守られるように支援する制度です。

また、「市民後見人」とは、弁護士や司法書士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所からの選任を得た親族以外の市民による後見人

のことで、

市では、平成27年7月に「桑名市福祉後見サポートセンター」を設立し、「市民後見人」の養成のための講座や制度の周知を推進してきました。

認知症になっても障害があっても住み慣れた地域で生活していくためにも「成年後見制度」の重要性は高まっており、「市民後見人」についても地域における支え合い活動や地域福祉の担い手として、大いに活躍が期待される存在となっています。

桑名初！
市民後見人が誕生しました

7月21日、桑名市で初となる「市民後見人」が誕生しました。第一号の「市民後見人」になられたのは、藤井久江さん。

藤井さんは、障害者福祉施設の元職員で、判断能力に不安のある人の財産管理をサポートする社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」において生活

支援員を10年間経験されました。藤井さんは今後の活動について「相手の人の人生を見つめ、寄り添って支援をしていきたい」と話します。藤井さんの市民感覚や市民目線を持った支援に期待します。

市福祉後見サポートセンターでは、平成28年2月から市民後見人養成講座を開催し、養成講座終了後、13人が市民後見人候補者名簿に登録されました。



市民後見人受任式の様子(右：藤井さん)

桑名市福祉後見サポートセンター

市は「桑名市福祉後見サポートセンター」を、平成27年7月に総合福祉会館内に設置し、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会に委託して運営しています。

認知症になっても、障害があっても、住み慣れた生活の場で自分らしい暮らしを続けることができるよう、成年後見制度、権利擁護などに関する支援や情報提供を行います。

〈業務内容〉

- 成年後見制度利用にあたっての相談支援
- 法人後見の受任
- 市民・関係団体への広報・啓発活動の推進
- 市民後見人の育成・支援など

問 市社会福祉協議会(市総合福祉会館内)

☎ 22-8218
FAX 23-5079

問 介護予防支援室 (☎ 24-5104 FAX 27-3273)

通いの場

紹介



参加者全員で、レクリエーションを行っています。

このサロンは、戸津の老人クラブが、年に数回行っていた活動に、社会福祉協議会から勧められたサロン事業を加えて開始しました。ほとんどの人が徒歩で会場へ来所し、毎回20人ほどが参加します。地元の人を含むさまざまなボランティアによるレクリエーションや催しが行われています。参加者がボランティア側の役割を担うこともあり、参加する側、ボランティア側が一体となった分け隔てのない雰囲気です。みんなで昼食を食べるのも、このサロンの特徴です。参加者による地元産のそば粉を

戸津ふれあいサロン
(多度地区)

使った手作りのそばがふるまわれる日もあります。

参加者は「比較的地域のつながりは強い地区だが、定期的にサロンでみんなと顔を合わせて食事をしたり、話しをしたりするのは楽しい」と話します。男性の参加者が多いのも、このサロンのもう一つの特徴です。そば打ちができる人、ギター演奏ができる人などのさまざまな特技が活動の内容に盛り込まれています。

今後は「地域の人にもっとたくさん参加してもらい、このサロンの良さを体感してもらえたら」と話します。

〔活動日時〕第3水曜日 他
午前10時30分～午後2時 他
〔活動場所〕戸津自治集会所
〔活動内容〕レク、茶話会、体操など
〔対象〕戸津にお住まいの人
〔お問い合わせ先〕
市社会福祉協議会 多度支所
☎49-2029

通いの場とは…

「介護予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」のため、集会所などの場所で、地域の住民が運営する「地域住民の集う場」をいいます。

オレンジカフェ（認知症カフェ）を開催します

認知症の人や、その家族、専門職や地域の人など、どなたでも気軽にご参加ください。

とき ところ	10月10日(火)	午後2時～3時30分	シャトークワナ（内堀124）
	10月13日(金)	午前10時～11時30分	tsumugu～風の子スクエア～（桑部628-1）
	10月28日(土)	午後2時～3時30分	五大茶屋(南寺町45)

問 介護予防支援室（☎ 24-5104 FAX 27-3273）

高齢者のインフルエンザ定期予防接種を実施します！

とき 10月15日(日)～平成30年1月31日(水) 場所 市内指定医療機関

▷詳細は、市健康づくり情報、市ホームページへ。▷市外の医療機関で接種を希望の人は事前にお問い合わせください。

対象 市内に住民登録のある人で、接種当日に65歳以上の人または、60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、人免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

料金 1,600円 持物 健康保険証、健康手帳

問 中央保健センター（☎ 24-1182、☎ 24-1380 FAX 24-3032）

長島福祉健康まつり

大人気の健康チェックや工作体験、飲食・販売コーナーなど楽しい催しがたくさんあります。

とき 11月4日(土) 午前9時30分～午後2時

場所 長島福祉健康センター、長島デイサービスセンター「ほほえみ」

問 社会福祉協議会長島支所（☎ 42-2110 FAX 42-2613）